

# 校則・生徒指導のあり方の見直しに 関するガイドラインの改訂について

# 1. 改訂の経緯と目的

R7年8月教育委員会会議「報告（5）校則・生徒指導のあり方の見直しの進捗状況について」において、これまで5年間の成果と課題を報告し、協議を行った。

当該成果と課題、並びに協議の結果を踏まえ、「熊本市立小中学校（高等学校）の管理運営に関する規則」（以下「管理運営に関する規則」という。）の改正及び「校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の改訂が必要である。

今回の改正・改訂により、本取組を児童生徒・保護者・教職員にとって、より実感と納得感のあるものへと充実させるとともに、人権尊重の視点を改めて明確化し、各学校における取組の一層の充実を図ることを目的とする。

## 2. 現ガイドラインの課題と改訂の必要性

### 課題

- (1) 参画意識に差が見られ、全ての児童生徒の実感・納得感が担保できていない。
- (2) 各学校HPの掲載内容に大きな差が見られる。また、保護者への周知及び理解が進んでいない。
- (3) 現ガイドラインにおいて、必要かつ合理的な範囲で校則を制定することの中に、人権や多様性を尊重する視点が含まれているが、この視点に関してはガイドライン全体を貫く必要がある。

### 必要性

- (4) R3年度以降に出された生徒指導提要(R4.12月)や、こども基本法(R5.4月)を反映させる必要がある。

### R7.8月教育委員会会議での意見

- (5) 各学校で校則改定の手続に関する規定を作る必要がある。
- (6) 全ての児童生徒、(特に低学年)の参画のあり方を検討する必要がある。
- (7) 児童生徒の意見を出せる雰囲気づくりに課題がある。

### 3. 改訂の要点

要点	対応する課題	反映されている箇所
ア. 校則改定の手続を策定することについての項目を追記する	(5)	別添1 ガイドラインP1,4 ※管理運営に関する規則(指導課)
イ. こども基本法および生徒指導提要进行を反映させ、意見を出しやすい雰囲気をつくる	(4) (7)	別添1 ガイドラインP1,3
ウ. 低学年を含め全員がより参画できる取組にする	(1) (6) (7)	別添1 ガイドラインP2,3
エ. 人権・多様性の尊重の視点をさらに明確にする	(3)	別添1 ガイドラインP1~7
オ. HP公開についてのさらなる充実を図る	(2)	別添1 ガイドラインP6

# 4. 改訂の要点

## ア. 校則改定の手続を策定することについての項目を追記する

管理運営に関する規則の改正を反映

管理運営に関する規則の改正 →

定める手続の項目を例示 →

### ガイドラインP1

#### (2)見直しの観点

能本市立小中学校(高等学校)の管理運営に関する規則では、校則・生徒指導のあり方の見直しの取組へ児童生徒や保護者が参画することや校則を公表することに加えて、校則の改定手続の策定について義務付けることとしました。

- 第36条 校長は、必要かつ合理的な範囲内で校則その他の学校規程を制定することができる。
- 2 校長は、校則の制定及び改廃並びにそれらの手続の決定に教職員、児童生徒及び保護者を参画させるものとする。
- 3 校長は、校則を公表し、並びに前項に規定する手続を教職員、児童生徒及び保護者に周知するものとする。

また、文部科学省は、生徒指導提要において生徒指導の4つの視点として、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を示しています。

各学校の校則や生徒指導が能本市立小中学校(高等学校)の管理運営に関する規則や生徒指導提要の視点に沿っているかを基準として見直しを行います。

### ガイドラインP4

#### Ⅰ 校則改定の手続の策定、運用

各学校の実態に応じて校則改定の手続を策定し、運用します。この校則改定の手続についても児童生徒・保護者・教職員を参画させるようにし、校種、地域の実態、社会の変化などに合わせた運用になるよう、適時見直します。また、児童生徒にも周知することを前提として理解につながるよう平易な表現を使用するようにします。

#### 〈校則改定の手続 項目例〉

条	項目	内容
第1条	目的	校則見直しの取組の目的、参加メンバーなどについて
:		
第〇条	大切にすること	取組の基本原則(人権の尊重・合意形成・公開について等)
第〇条	見直すタイミング	開催時期などについて
第〇条	提案の受付	児童生徒、保護者、教職員からの意見募集の流れについて
第〇条	見直し委員会をつくる	校則検討(見直し)委員会を立ち上げの流れや役割、メンバーの構成について

## 4. 改訂の要点

イ. こども基本法および生徒指導提要进行を反映させ、意見を出しやすい雰囲気をつくる

### 生徒指導提要・こども基本法からの引用

生徒指導提要の4つの視点を見直しの基準に位置付け。その他ガイドライン全体に生徒指導提要の内容を記載。

校則の見直しにこども基本法の基本理念が深く関わっていることを明示。

ガイドラインP1

#### (2)見直しの観点

文部科学省は、生徒指導の4つの視点として、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を示しています。各学校の校則や生徒指導がこれに沿っているかを基準として見直しを行います。

見直しの観点は以下の三点です。

- ア 児童生徒が、自ら考え、自ら決め、自他の大切さを感じられるような仕組みを構築すること
- イ 必要かつ合理的な範囲内で校則を制定すること
- ウ 校則を公表すること

ガイドラインP3

#### ウ 児童生徒の発達段階に応じた参画

児童生徒の参画について、こども基本法の基本理念には以下のように示されています。

##### 【引用】こども基本法 総則 第三条 (基本理念)※一部抜粋

- こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
- (三)全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
  - (四)全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

全ての児童生徒が、発達段階に応じて校則の見直しに参画できることを目指します。その際、教職員の適切な関わりや働きかけ、児童生徒同士のつながりがあることが、参画意識の醸成に繋がります。小学校低学年においては、高学年と同じ参画は難しいと考えられるため、その発達段階に応じた参画機会の確保に努めます。以下に小学校低学年の参画の仕方の例について示します。

取組の士台を整える (道徳、学級活動等)

# 4. 改訂の要点

## ウ. 低学年を含め全員がより参画できる取組にする

ガイドラインP2

一人一人の意見を大切にするために  
対話のあり方を重視

常時参画意識を高めるための  
見直しサイクルの提案

仕組みづくりのポイントを修正



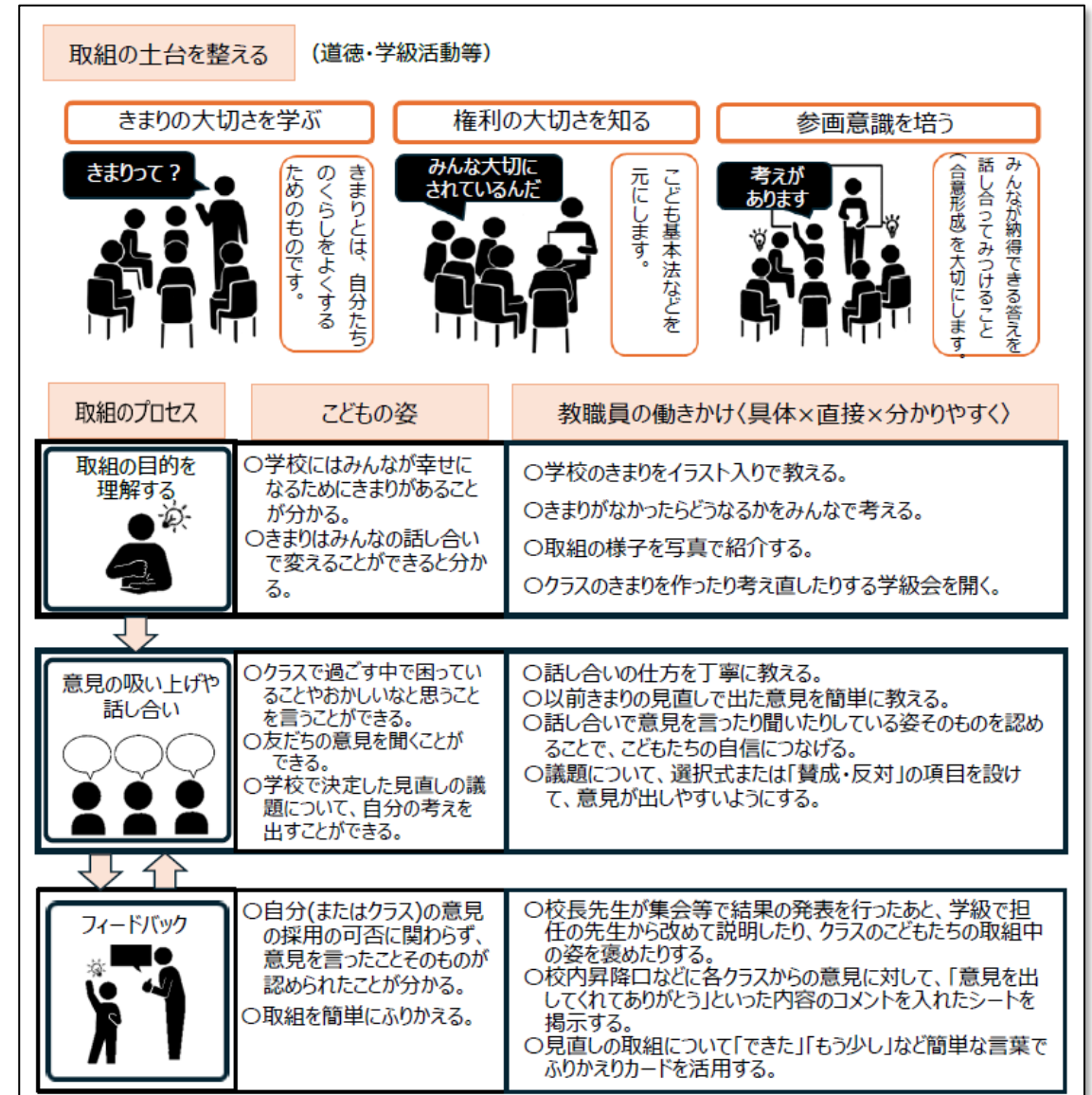
# 4. 改訂の要点

## ウ. 低学年を含め全員がより参画できる取組にする

ガイドラインP3

### 低学年の参画について具体例を記載

取組のプロセスの中での  
こどもの姿や教職員の働きかけを  
具体的に例示



# 4. 改訂の要点

## エ. 人権・多様性の尊重の視点をさらに明確にする

### 相互尊重・相互理解、個々の背景を大切にした取組へ

#### 自他の尊重の視点を記載

本取組は、現在の校則や校内のくらしが、児童生徒の健やかな成長にとって必要なものか、不具合が生じていないか、**自他の尊重の視点に立っているかなどの観点から実施する**ものです。

ガイドラインP5

② 必要かつ合理的な範囲内で校則を制定すること

校則を制定してから一定の期間が経過し、その意義を適切に説明できないような校則については、絶えず見直しを行うことが求められます。本取組は、現在の校則や校内のくらしが、児童生徒の健やかな成長にとって必要なものか、不具合が生じていないか、自他の尊重の視点に立っているかなどの観点から実施するものです。

熊本市立小中学校(高等学校)の管理運営に関する規則では、校則を「必要かつ合理的な範囲内」で制定することとしています。①～③に該当する規定については、各学校において見直しの仕組みに沿って必ず改訂して下さい。④の規定については、各学校において合意形成を図りながら見直して下さい。これ以外の規定については、各学校において話し合いの上、最終的には校長の判断によって決定して下さい。

① 生まれ持った性質に対して許可が必要な規定

(例)地手の色について、学校の承認を求めるもの、他

#### 個性や多様性の尊重の視点を記載

(教職員)  
児童一人一人を**個性豊かな存在として尊重し、児童生徒の人権感覚を育成することに努めている。**  
(児童生徒)  
**互いの立場や考え方、個性や多様性を認め合いながら話し合っている。**

ガイドラインP7

		「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められます。	(児童生徒) 校則の見直しについて話し合う時、自分や他の人のことを考えながら、選択したり意見を発表したりしている。
安全・安心な風土の醸成		互いの個性や多様性を認め合い、安心して学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがづくり上げようとするのが大切です。	(教職員) 児童生徒一人一人を個性豊かな存在として尊重し、児童生徒の人権感覚を育成することに努めている。 校則の見直しにあたって、くらしのあり方や自他の尊重のあり方を見つめる機会をつづけている。 (児童生徒) 互いの立場や考え方、個性や多様性を認め合いながら話し合っている。

上の箇所その他、ガイドライン全体に記載

## 4. 改訂の要点

オ. HP公開についてのさらなる充実を図る

### HPに校則・背景・経緯等を掲載することを推奨

各学校のホームページの学校案内に校則（学校のきまり）等のタグを作成し、見直し後の校則を掲載します。修正が生じた場合は、適宜、ホームページを更新します。また、**本取組が児童生徒の自己決定の場であることがHPから確認できるよう、可能な範囲で取組の変遷や経緯説明、活動の様子なども併せて掲載することを推奨します。**（参考：生徒指導提要）

ガイドラインP6

#### ウ 校則を公表すること

市立の小学校・中学校・高校において、学校の校則を広く周知し、児童生徒・保護者・地域の方などに理解と協力を得るため、校則を各学校のホームページに掲載します。また、校則の内容は、児童生徒がその意義を理解し主体的に遵守できるよう、制定の背景等も示すことが適切とされています。

各学校のホームページの学校案内に校則（学校のきまり）等のタグを作成し、見直し後の校則を掲載します。修正が生じた場合は、適宜、ホームページを更新します。また、本取組が児童生徒の自己決定の場であることがHPから確認できるよう、可能な範囲で取組の変遷や経緯説明、活動の様子なども併せて掲載することを推奨します。（参考：生徒指導提要）



## 5. 今後の予定

### ○5月教育委員会会議

管理運営に関する規則の議決  
ガイドライン改訂の協議

### ○6月教育委員会会議

ガイドライン改訂の議決  
⇒ガイドラインの周知及び学校への支援  
⇒管理運営に関する規則の施行に向け準備

○R9年4月1日 管理運営に関する規則の施行

**校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン（改訂版）**  
**（案）**

**令和8年（2026年）〇月**  
**熊本市教育委員会**

## (1) 見直しの目的

- 本市では熊本市教育振興基本計画（令和6年～令和9年）の基本理念に基づき、こどもたち一人一人が、社会環境の変化に適切に対応し、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを進めています。
- 自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守るという民主主義の基本を身に付けながら、幸せな学校づくりのために、自ら判断し行動できる児童生徒を育成することを目的とし、校則<sup>(※)</sup>・生徒指導のあり方の見直しに取り組みます。
- 本取組は校則を変えることだけが目的ではありません。自分たちの生活や人権感覚、安心感、学びやすさについて見つめ直し、主体的に考えるこどもを育てる取組です。本取組を通して、児童生徒同士、おとなと児童生徒が尊重し合い、理解し合う学校風土の醸成をねらいます。

### (※)本ガイドラインにおける「校則」について

#### 定義

校則とは学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているものを指します。具体的には、小学校では「〇〇学校のきまり」、「生活のきまり」、「よい子の一日」、中学校・高等学校では「校則」、「生徒心得」などを含むものとします。

#### 位置づけ

校則は教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校・地域の状況、時代の変化等を踏まえ、最終的には校長によって制定されるものです。

(出典：生徒指導提要)

## (2) 見直しの観点

熊本市立小中学校(高等学校)の管理運営に関する規則では、校則・生徒指導のあり方の見直しの取組へ児童生徒や保護者が参画することや校則を公表することに加えて、校則の改定手続の策定について義務付けることとしました。

第36条 校長は、必要かつ合理的な範囲内で校則その他の学校規程を制定することができる。

- 2 校長は、校則の制定及び改廃並びにそれらの手続の決定に教職員、児童生徒及び保護者を参画させるものとする。
- 3 校長は、校則を公表し、並びに前項に規定する手続を教職員、児童生徒及び保護者に周知するものとする。

また、文部科学省は、生徒指導提要において生徒指導の4つの視点として、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を示しています。

各学校の校則や生徒指導が熊本市立小中学校(高等学校)の管理運営に関する規則や生徒指導提要の視点に沿っているかを基準として見直しを行います。

見直しの観点は以下の3点です。

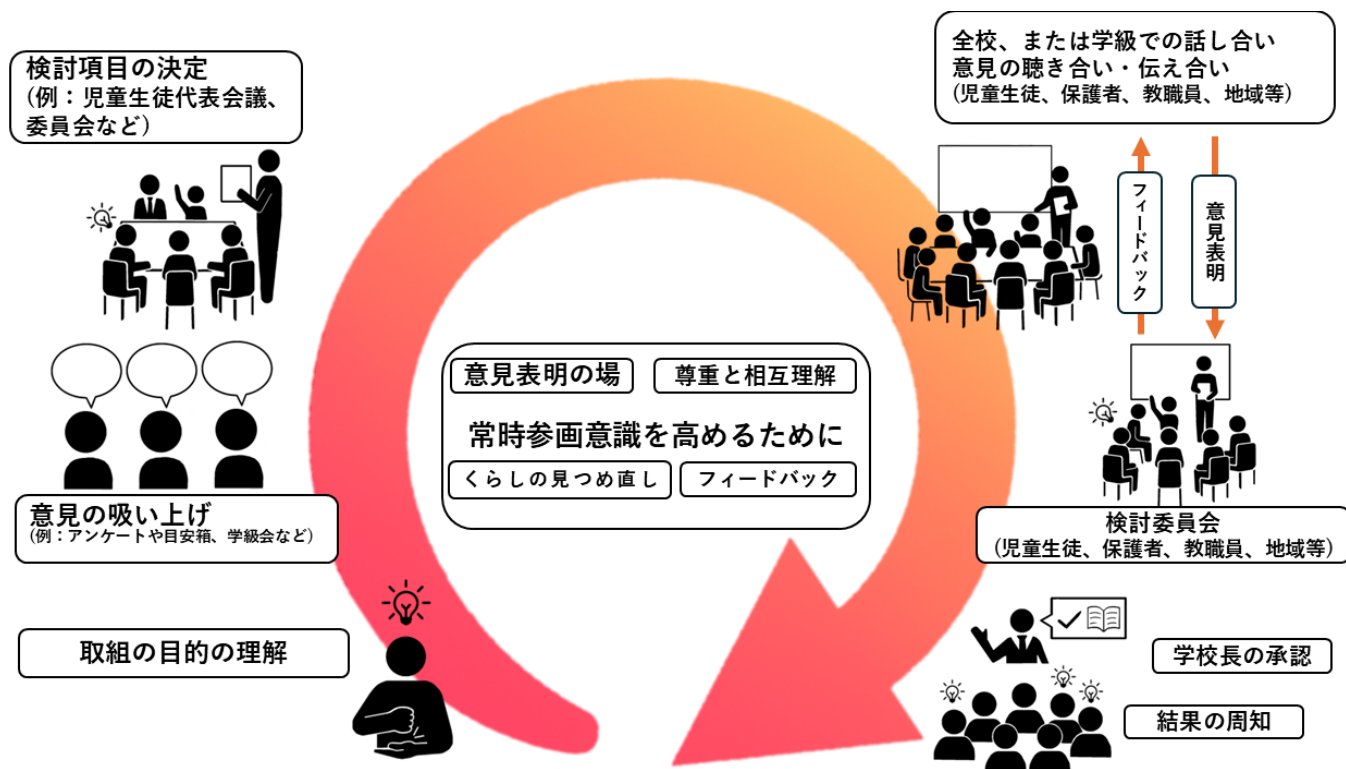
- ① 児童生徒が、自ら考え、自ら決め、自他の大切さを感じられるような仕組みを構築すること
- ② 必要かつ合理的な範囲内で校則を制定すること
- ③ 校則を公表すること

### (3)校則のあり方の見直し

#### ① 児童生徒が、自ら考え、自ら決め、自他の大切さを感じられるような仕組みを構築すること

各学校で、校則について教職員や児童生徒、保護者とともに話し合い、考える場を作ります。

#### ア 取組のプロセス例



#### イ 仕組みづくりのポイント

- ・取組に関わる全ての人が本取組の目的を理解した上で見直しを始めます。
- ・日々の教育活動の中で、児童生徒が自分たちのくらしを見つめる機会を大切に、少なくとも年1回は、校則の見直しを行います。
- ・できる限り多くの教職員や児童生徒、保護者の意見を反映します。学校内外から広く意見を聴くため、各学校の判断で学校評議員等を加えても構いません。
- ・児童生徒等へ協議に必要な情報を提供しながら進めます。特に取組中に代表で話し合いを行う必要がある場合は、教職員と児童生徒、保護者などの人数のバランスを考慮します。その際、適時経過及び結果についてのフィードバックを全ての児童生徒・保護者・教職員へ行います。
- ・校長は、校則制定の有無や校則の内容について協議の結果を尊重することを基本としますが、協議の結果と異なる決定をする場合は、教職員や児童生徒、保護者へその理由を説明して下さい。

ウ 児童生徒の発達段階に応じた参画

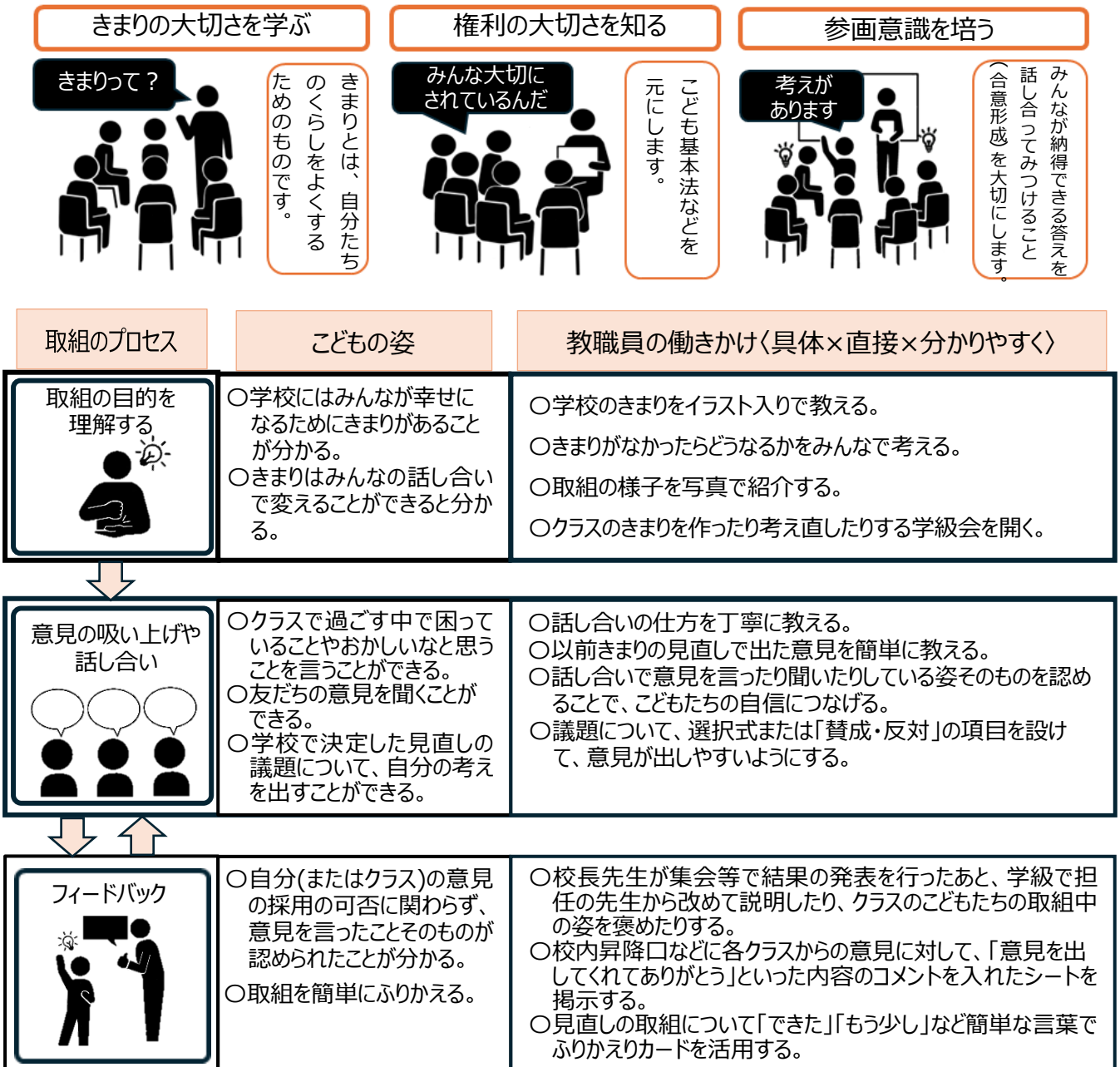
児童生徒の参画について、こども基本法の基本理念には以下のように示されています。

【引用】こども基本法 総則 第三条 (基本理念)※一部抜粋

- こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
- (三)全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
  - (四)全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

全ての児童生徒が、発達段階に応じて校則の見直しに参画できることをめざします。その際、教職員の適切な関わりや働きかけ、児童生徒同士のつながりがあることが、参画意識の醸成に繋がります。小学校低学年においては、高学年と同じ参画は難しいと考えられるため、その発達段階に応じた参画機会の確保に努めます。以下に小学校低学年の参画の仕方の例について示します。

取組の土台を整える (道徳・学級活動等)



## エ 校則改定の手続の策定、運用

各学校の実態に応じて校則改定の手続を策定し、運用します。この校則改定の手続についても児童生徒・保護者・教職員を参画させるようにし、校種、地域の実態、社会の変化などに合わせた運用になるよう、適時見直します。また、全ての人のため分かりやすくするため、項目や内容には平易な表現を使用するようにします。

### 〈校則改定の手続 項目例〉

条	項目	内容
第1条	目的	校則見直し取組の目的、参加メンバーなどについて
:		
第〇条	大切にすること	取組の基本原則(人権の尊重・合意形成・公開について等)
第〇条	見直すタイミング	開催時期などについて
第〇条	提案の受付	児童生徒、保護者、教職員からの意見募集の流れについて
第〇条	見直し委員会をつくる	校則検討(見直し)委員会を立ち上げの流れや役割、メンバーの構成について
第〇条	みんなの意見を集めること	案についての意見収集の方法について。意見交換会について。
:		
第〇条	校長による決定と説明	決定時期、制定・改廃案と異なる決定をする場合の説明について
第〇条	決定のお知らせと開始のタイミング	児童生徒・保護者への周知の方法や内容について
第〇条	校則の公開	HPにアップする内容について
:		

### 〈内容の具体例：小学校〉

第1条	目的	この規約は、学校のきまりを、よりよくするために見直したり、作りかえたりするときの進め方を決めたものです。そのときに、「透明性（みんなにわかりやすいこと）」、「公平性（えこひいきがないこと）」、「こども全員の参加」、「保護者・地域との協力」を大切にします。そして、〇〇小学校のみんなが幸せになるための学校のきまりにしていくことを目的にします。
第〇条	見直すタイミング	〇〇小学校では、こどもたちや保護者の意見や考えを常に受け付けています。毎年〇月の〇〇集会では必ずこどもたちや保護者、先生たちで話し合います。 また、次のようなときは必ずすぐに学校のきまりの見直し取組をします。 ① 生まれつきの体や心のことで、誰かが無理をしないといけないきまりが見つかったとき ② 男女で必要のない区別をしているきまりが見つかったとき ③ 健康にとってよくないきまりがあるとき ④ どうしてそのきまりがあるのか分からないとき ⑤ みんなのためにつけくわえたいきまりがあるとき

## ② 必要かつ合理的な範囲内で校則を制定すること

校則を制定してから一定の期間が経過し、その意義を適切に説明できないような校則については、絶えず見直しを行うことが求められます。本取組は、現在の校則や校内のくらしが、児童生徒の健やかな成長にとって必要なものか、不具合が生じていないか、自他の尊重の視点に立っているかなどの観点から実施するものです。

熊本市立小中学校(高等学校)の管理運営に関する規則では、校則を「必要かつ合理的な範囲内」で制定することとしています。①～③に該当する規定については、各学校において見直しの仕組みに沿って必ず改訂して下さい。

④の規定については、各学校において合意形成を図りながら見直して下さい。

これ以外の規定については、各学校において話し合いの上、最終的には校長の判断によって決定して下さい。

### ①生まれ持った性質に対して許可が必要な規定

(例)地毛の色について、学校の承認を求めるもの 他

### ②男女の区別により、性の多様性を尊重できていない規定

(例)制服に男女の区別を設け、選択の余地がないもの 他

### ③健康上の問題を生じさせる恐れのある規定

(例)服装の選択に柔軟性のないもの、選択の余地がないもの 他

### ④合理的な理由を説明できない規定や、人によって恣意的に解釈されるようなあいまいな規定

(例)合意形成されずに「らしさ」等の表現が残っているもの

### ③ 校則を公表すること

市立の小学校・中学校・高校において、学校の校則を広く周知し、児童生徒・保護者・地域の方などに理解と協力を得るため、校則を各学校のホームページに掲載します。また、校則の内容は、児童生徒がその意義を理解し主体的に遵守できるよう、制定の背景等も示すことが適切とされています。

各学校のホームページの学校案内に校則（学校のきまり）等のタグを作成し、見直し後の校則を掲載します。修正が生じた場合は、適宜、ホームページを更新します。また、本取組が児童生徒の自己決定の場であることがHPから確認できるよう、可能な範囲で取組の変遷や経緯説明、活動の様子なども併せて掲載することを推奨します。

（参考：生徒指導提要）



### (4) 生徒指導のあり方の見直しについて

児童生徒が主体的に自分たちの暮らしについて考えるためには、校則見直しの仕組みづくりを進めるだけでなく、児童生徒同士、おとなと児童生徒が互いを尊重し合い、理解し合うことがとても重要になります。

日常の教育活動の中心となる授業や学級活動、校則に基づく指導等において、生徒指導の4つの視点「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を生かすことが求められています。

校則・生徒指導のあり方の見直しを行うにあたり、教職員はこれらを生かした指導ができているか、児童生徒の自己指導能力を伸ばすことができているか、意識しながら見直しを行ってください。

生徒指導の4つの視点		具体的な意識や行動
自己存在感の感受	<p>学校生活のあらゆる場面で「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を児童生徒が実感することが大切です。また、自己肯定感や他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも重要です。</p>	<p>(教職員)</p> <p>校則に基づく指導の場面で、児童生徒の思い(理由)も真剣に聴き、受け止めたり、価値づけを行ったりしている。</p>
		<p>(児童生徒)</p> <p>校則に関する様々な意見表明の場において、意見や思い(理由)を表明すると共に、他の人から意見や思い(理由)を大切にされていると実感している。</p>
共感的な人間関係の育成	<p>教職員と児童生徒、児童生徒同士が互いの思いや立場を理解し合い、安心して関わり合える相互扶助的な関係を育てることで、学級や学校の良い人間関係を形成し、より主体的で協働的な学びを支える基盤をつくるのが大切です。</p>	<p>(教職員)</p> <p>校則の見直しについて話し合う際、児童生徒一人一人の意見を尊重し合う雰囲気づくりに努めている。</p>
		<p>(児童生徒)</p> <p>自分の意見と異なる意見にも耳を傾け、他の人の意見に共感している。</p>
自己決定の場の提供	<p>児童生徒が自己指導能力を獲得するには、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する等の体験が何より重要です。児童生徒の自己決定の場を広げていくために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められます。</p>	<p>(教職員)</p> <p>校則の見直しにあたって、学級(または学校)内のすべての児童生徒が参加できる機会を設け、児童生徒が多様な意見を発言できるようサポートしている。</p>
		<p>(児童生徒)</p> <p>校則の見直しについて話し合う時、自分や他の人のことを考えながら、選択したり意見を発表したりしている。</p>
安全・安心な風土の醸成	<p>互いの個性や多様性を認め合い、安心して学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げようとするのが大切です。</p>	<p>(教職員)</p> <p>児童生徒一人一人を個性豊かな存在として尊重し、児童生徒の人権感覚を育成することに努めている。</p> <p>校則の見直しにあたって、くらしのあり方や自他の尊重のあり方をみつめる機会をつくっている。</p>
		<p>(児童生徒)</p> <p>互いの立場や考え方、個性や多様性を認め合いながら話し合っている。</p>